

唐津市社会福祉協議会通所介護肥前事業所

指定地域密着型通所介護・指定第1号通所

(通所型サービス・通所型サービスA)事業運営規程の概要

令和7年5月1日現在

区分	内容
営業日	毎日 ただし、12月31日から1月3日までを除く
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで
実施区域	唐津市肥前町

地域密着型通所介護事業及び指定第1号通所(通所型サービス)事業

職員の職務内容等	職員の職種	員数	職務内容
	管理者	1人	業務の実施状況の把握その他業務の管理、指揮命令を行う
	生活相談員	1人以上	利用の申込みに係る調整、地域密着型通所介護計画等の作成を行う
	介護職員	1人以上	地域密着型通所介護計画等に従った介護を行う
	看護職員	1人以上	健康チェックを行い日常の看護及び保健衛生に関する業務を行う
	機能訓練指導員	1人以上	日常生活を営むために必要な機能の減退防止のための訓練を行う
利用定員	18人		

指定第1号通所(通所型サービスA)

職員の職務内容等	職員の種類	員数	職務内容
	管理者	1人	業務の実施状況の把握その他業務の管理、指揮命令を行う
	介護職員	1人	通所型サービスA計画書に従った業務を行う
利用定員	10人		

サービス内容	(1) 入浴サービス (2) 給食サービス (3) 生活指導(相談・援助等) (4) 健康チェック	(5) 機能訓練 (6) レクリエーション (7) 送迎 (8) アクティビティ(介護予防)など
利用料金等	利用料金 利用者負担額	厚生労働大臣が定める告示額 厚生労働大臣が定める告示額
緊急時対応	現に指定地域密着型通所介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとります。	
秘密保持	業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は守ります。	
損害賠償	利用者に対して、指定地域密着型通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、利用者の過失による事故の場合は損害賠償は行いません。	

苦情相談	苦情受付担当者 受付時間 電話番号 苦情解決責任者 苦情箱	管理者 岩本 美苗 毎日(ただし12/31~1/3を除く) 午前8時30分から午後5時15分 0955-53-2541 事務局長 田中 寿幸 施設内に設置
その他の苦情 相談連絡先	唐津市肥前市民センター地域支援グループ 唐津市健康づくり部介護保険課(指定・指導係) 佐賀県社会福祉協議会 (佐賀県福祉サービス運営適正化委員会) 佐賀県国民健康保険団体連合会 情報・介護課(苦情受付担当)	電話 0955-53-7144 電話 0955-53-8021 電話 0952-23-2151 電話 0952-26-1477